

大井沢地区まちづくり協議会設立に向けた説明及び意見交換会

開催日時	平成31年2月17日(日) 午前10時から午前11時45分まで	
開催場所	守谷市民交流館 多目的ホール	
出席者	実行委員会委員	・大井沢地区地域福祉活動計画実行委員会委員20名
	市等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 横瀬事務局長, 宮原主任 ・市民協働推進課 高橋主査, 川崎主事 ・地域担当職員 寺田課長, 坂所長
審 議 内 容 及 び 要 旨		
<p>1 開 会</p> <p>2 挨 拶</p> <p>[市民協働推進課 高橋]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 前回の意見交換後に、大井沢地区地域福祉活動計画実行委員会を「大井沢地区まちづくり協議会」へ移行する旨の御報告をいただいた。本日は、「まちづくり協議会」に対する市の支援内容を説明させていただき、今後、「大井沢地区まちづくり協議会」へ移行するに当たっての意見交換を行いたい。 <p>[社会福祉協議会 大井沢支部 寺田功一支部長]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ この地域福祉活動計画実行委員会が「まちづくり協議会」となることで、これまで実行委員会が推進してきた地域福祉の活動が途絶えることがないように、「まちづくり協議会」の活動の柱として、地域福祉を掲げたいと考えている。 <p>[大井沢地区地域福祉活動計画実行委員会 寺田一委員長]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 前回の「まちづくり協議会」の設立に関する意見交換後に、この地域福祉活動計画実行委員会を「まちづくり協議会」へ移行することを前向きに検討していく旨を市へ報告した。 ▪ 今後、「まちづくり協議会」へ移行した場合、この実行委員会の活動を継続しながら、市の支援を受けていくことを考えているが、地域福祉活動計画実行委員会全体や各地域へ説明し、合意形成を得る必要があると考えている。 <p>3 内 容</p> <p>(1) 財政支援・人的支援等について説明 [市民協働推進課 高橋]</p> <p>(2) 意見交換</p> <p>【質疑・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「まちづくり協議会」の交付金は、これまでの地域福祉活動助成金よりも額が増えるが、余剰金を積立てすることができるか。 <p>[回答]</p> <p>特定の年度に実施する多額の費用を要する活動であり、事前に申請した場合に限って、年間50万円を限度に積立てが可能である。交付金に余剰が出たか</p>		

ら積立てするという事は認められない。

- 花見による交流を例年計画しているが、花が咲く時期はその年によって異なる。開花時期によっては実施日が年度をまたいでしまう可能性がある。年度をまたいだ予算の使用を認めてもらえないか。

[回答]

助成金は、年度ごとの予算のため、実施した年度の助成金を活用いただくことが前提である。

- 花見による交流は、開花時期によって開催時期が異なる。開花時期によっては、年度当初と年度末の2回開催するという事も考えられる。年度内に同事業を2回実施しても助成金（設立後は交付金）の対象となるか。

[回答]

助成金（交付金）の上限額内であれば問題ない。

- 平成31年度の当初に、「まちづくり協議会」が設立されていない場合であって、予算が必要になる事業を実施する場合は、地域福祉活動助成金を活用することになるのか。

[回答]

「まちづくり協議会」が設立されていれば、「まちづくり協議会活動支援交付金」を活用することができる。しかし、「まちづくり協議会」の設立前に予算が必要であれば、地域福祉活動助成金を活用していただくことになる。

[寺田一委員長]

年度当初に、費用を要する事業を実施する地域があるため、平成31年度は地域福祉活動助成金を活用することになると考えている。平成31年度中に「まちづくり協議会」を設立し、翌年度から「まちづくり協議会」の交付金を活用したい。

- 地域福祉活動助成金の交付は、例年8月頃のため、それ以前に費用を要する事業を実施する場合は、個々で立て替えをしていた。「まちづくり協議会」の交付金でも同様か。

[回答]

交付金の概算払いができるので、実施が決まっている事業だけでも申請いただき、概算払い請求していただければ、立て替える必要はない。追加事業がある場合は、変更の申請をしていただきたい。

- 「まちづくり協議会」の交付金では、食糧費は交付対象となるか。

[回答]

基本的な考え方は、地域福祉活動助成金と同様である。交付金の活用については、手引きを作成するので、その手引きを参考としていただきたい。

- 現在、各課で実施している自治会・町内会等への補助金等は、「まちづくり協議会」の交付金に一本化されるのか。

[回答]

地域福祉活動助成金と地区敬老行事助成金を除き、既存の補助金等は継続する。

- 既存の補助金等では満額支援してもらえないこともある。その場合、「まちづくり協議会」の交付金を当てても良いか。

[回答]

補助金等の制度がある事業は、既存の補助等を活用いただくことが前提である。交付金の交付要綱においても、市の他の補助金等の交付を受ける事業は対象外としている。

- 地域福祉活動計画実行委員会をそのまま「まちづくり協議会」に移行させるのであれば、今年度中に設立し、平成31年度当初から「まちづくり協議会」の交付金を活用したほうが良いのではないか。
- 活動が「地域福祉」から「まちづくり」に広がることになり、地域福祉活動計画実行委員会以外の団体等との連携も必要になってくる。そのため、地域の関係団体等への説明が必要になると思う。
- 関係団体等への説明や合意形成までの時間を考えると西板戸井地区は6月頃までは時間を要する。
- 年度当初に予算を使用する事業を行うのは大山新田の花見による交流事業であるが、東板戸井に余剰金があるようなので、平成30年度内に花見による交流事業を実施してしまえば、平成31年度の予算が必要になる事業は、全地域8月以降となるので、平成31年度から「まちづくり協議会」の交付金を活用することができる。

【決定事項】

- 「大井沢地区まちづくり協議会」は、平成31年7月中に設立を目指す。
- 平成31年3月10日の総会において、「大井沢地区まちづくり協議会」設立に向けて具体的な検討を始める旨の了承を得る。
- 設立前に各地域で「まちづくり協議会」設立に関する説明をする。
- 大山新田の花見による交流事業は、平成30年度中に地域福祉活動助成金を活用して実施する。
- 「大井沢地区まちづくり協議会」において、大井沢地区全体での敬老行事の実施について検討する。
- 平成31年度から「まちづくり協議会活動支援交付金」を活用する（地域福祉活動助成金を活用しない）。
- 「大井沢地区まちづくり協議会」の設立に関する協議は、大井沢地区地域福祉活動計画実行委員会の役員等（各地域4～5名程度）で行う。

4 閉 会